

## 工事費内訳書の提出に係る注意事項について

工事費内訳書（業務の場合は「委託費内訳書」と読み替える。以下同じ。）の作成に当たっては次の点に注意してください。

1. 工事費内訳書には、提出年月日、工事名（業務名）、入札者名を記載してください。
2. 「値引き ▲〇,〇〇〇円」、「端数処理 ▲〇,〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないでください。
3. 工事の場合は、法定福利費相当額を記載してください。記載位置は現場管理費の備考欄、総合計が記載してあるページ、または表紙のいずれかに記載してください。
4. 工事費内訳書の記載レベルは、設計図書の工事数量総括表と同一レベルまで記載してください。なお、営繕工事の入札時積算数量書活用方式の場合は、設計図書の入札時積算数量書と同一レベルまで記載してください。
5. 別記に掲げる無効事由に該当する場合は、入札を無効とします。
6. 談合情報が寄せられた場合は、提出された工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
7. 提出された工事費内訳書等は返却しません。

### 〔別記〕

工事費内訳書が次の無効事由に該当するときは、その入札を無効とします。

- ① 工事費内訳書を提出しないもの
- ② 工事名（業務名）又は入札者名が記載されていないもの、又は誤って記載したもの
- ③ 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しないもの
- ④ 工事費内訳書が所定のレベル（階層）まで記載されていないもの
- ⑤ 設計図書の工事数量総括表で一式表示となっていない項目を、一式表示としたもの
- ⑥ 設計図書の工事数量総括表に記載した項目が未記載のもの
- ⑦ 値引き表示をしたもの
- ⑧ 端数調整を行ったもの（ただし、単価×数量で算出された金額については、1円未満の端数処理は認める。端数処理の方法は問わない。）
- ⑨ 工事費内訳書のタテヨコ計算に違算があるもの